

《真室川町独自支援のお知らせ》

◇家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、事業収入が著しく減少し、経営に支障が生じている事業者の皆さんの家賃負担を軽減し、事業の継続を支援するため家賃支援給付金を交付します。

<交付対象者>

下記の要件を全て満たす、町内に住所を有する個人事業者、県内に事業所を有し本社・本店・住所地を町内としている事業者（個人、法人）、又は町内に事業所を有し本店が町外に所在する法人事業者の皆さん。

1. 国の家賃支援給付金の給付決定がされていること。
2. 町税・水道料等が滞納されていないこと。

<給付額>

支払賃料（月額）×1/3の6ヶ月分、個人は75万円、法人は150万円を上限。

<申請受付期間>

令和2年9月1日から令和3年2月28日まで

<申請書類・申請方法>

申請書類等を町ホームページよりダウンロードしていただき、添付書類を添えて、真室川町役場企画課産業交流係まで原則、郵送にて提出下さい。

◇離職者支援給付金

新型コロナウイルス感染症に起因して解雇・雇止めをされた離職者の方を支援するために離職者支援給付金を交付します。

<交付対象者>

下記の要件を全て満たす町民の方。

1. 県の「山形県新型コロナウイルス感染症対策離職者応援金」の支給決定がされていること。
2. 町税・水道料等が滞納されていないこと。

<給付額>

5万円

<申請受付期間>

令和2年9月14日から令和3年2月28日まで

<申請書類・申請方法>

申請書類等を町ホームページよりダウンロードしていただき、添付書類を添えて、真室川町役場企画課産業交流係まで原則、郵送にて提出ください。

【問合せ先】

企画課産業交流係 八鍬・齊藤
電話：62-2111（内線222）